

指定申請の流れについて

< 介護老人福祉施設・短期入所生活介護用 >

準備

○ 指定の要件（基準）の確認と申請書類の作成

指定事業者になるためには、神奈川県条例で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たさなければなりません。

例えば・・・法人格がないと指定を受けられません。法人格を取得するための手続が必要です。定款等の変更が必要な場合もあります。（←定款記載の例のリンク）

- ※ 予防型サービスは特に定款の記載に注意が必要です。
- ※ 株式会社等の民間法人の設立方法については、お近くの法務局にお問い合わせ下さい。

基準を知りたい方は・・・「介護保険六法」等の一般の書籍や「介護情報サービス かながわ」（アドレス <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>）の書式ライブラリー等で確認してください



申請書の様式が欲しい・・・「介護情報サービス かながわ」の書式ライブラリーからダウンロードできます。簡単な書き方も掲載してあります。

申請の提出

○提出期日 **事前相談によりお伝えします**

指定の状況により、提出期限が異なります。指定月の前々月の1日までにお電話（※）により事前相談をしてください。事前相談が指定月の前月になりますと、希望の月に指定できない場合がございます。

<例>令和6年10月1日指定の場合は令和6年8月1日までにお電話による事前相談が必要です。

申請書は必ずしも1度で受理できるとは限りません。修正していただかないといけない場合もありますので、お早めに提出をお願いします。

（※）神奈川県高齢福祉課福祉施設グループ 045-210-1111(内線 4851~4855)。

○提出方法 **電子申請届出システムまたは郵送**

（1）電子申請届出システム（※令和6年6月1日指定分から受付開始）

次の①～③全てに対応可能な場合のみ電子申請届出システムでの申請が可能です。一つでも対応不可の場合は郵送により申請してください。

- ① GビズID（法人・個人事業主向け共通認証システム）の取得が必要です。
- ② 法人の登記簿謄本は登記情報提供サービスによる提出のみ可能です。
（紙の登記簿謄本をPDF化したものは認められません。）
- ③ 審査手数料は電子納付（スマホ決済、クレジットカード又は Pay-easy）による手続きのみとなります。

詳細は、<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/shinsei/denshinoufu.html> をご確認ください。

「記載例・作成例」、「必要書類一覧及び留意事項」や「チェックリスト」により全ての書類を用意し、内容確認を行ってから申請してください（5～6ページ「フロー図」参照）。システムの全体像や操作方法は、別に掲載しているマニュアルをご覧ください。

(2) 郵送
次の提出先に送付してください。

提出先
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
高齢福祉課 福祉施設グループ宛

審査

審査は事業所ごと、サービス種類ごとに行い、申請書及び添付書類等の書類審査が中心になります。申請書提出後、指定希望日前までに申請内容に変更が生じた場合は、高齢福祉課に連絡の上、書類の補正を行なってください。

指定

指定は毎月1日です。(毎月13日までに受理した書類について審査を行い、審査をとった事業所は、翌月1日に指定します。受理できない場合は翌々月以降となります。)

公示

指定事業所名、所在地、サービスの種類等が県ホームページで公示されます。
「介護情報サービス かながわ」の「介護事業所検索」にも掲載されます。



指定申請等手数料について

神奈川県では、介護サービス事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）の更新の申請に対する審査について、応益負担の観点から、地方自治法第227条に基づき、手数料を徴収しています。

1 審査手数料の額

【令和元年10月1日改定】

事業の種類	新規指定 (許可)申請	指定(許可) 更新申請
居宅サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)	1サービスにつき 20,050円	1サービスにつき 10,050円
居宅サービス (短期入所生活介護、短期入所療養介護)	1サービスにつき 20,080円	1サービスにつき 10,050円
(訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設許可申請と併せて申請する場合及び保険医療機関について指定があったものとみなされる場合を除く。))	20,050円	10,050円
(通所介護、特定施設入居者生活介護)	30,080円	10,050円
施設サービス(介護老人福祉施設)	45,080円	25,050円
施設サービス(介護療養型医療施設)	—	25,050円
施設サービス(介護老人保健施設、介護医療院)	63,080円	25,050円
介護予防サービス (介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)	1サービスにつき 10,050円	1サービスにつき 10,050円
介護予防サービス (介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)	1サービスにつき 10,080円	1サービスにつき 10,050円
(介護予防訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設許可申請と併せて申請する場合及び保険医療機関について指定があったものとみなされる場合を除く。))	10,050円	10,050円
(介護予防特定施設入居者生活介護)	15,080円	10,050円

- (注) 1 みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。
 2 変更届・加算届などについては、手数料の徴収はありません(介護老人保健施設、介護医療院を除く)。
 3 介護老人保健施設、介護医療院の一部の変更許可に係る手数料は、33,080円です。

2 納付方法

- 申請時に証紙貼付用紙(次頁)に神奈川県収入証紙を貼付してご提出ください。(収入印紙ではありませんので御注意ください。)
- この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定、指定更新等が受けられなくても返還できません。
- 神奈川県収入証紙は、県庁内の売店のほか、県内各地で販売しておりますので、お近くの販売所で購入してください。「神奈川県収入証紙販売所のご案内」↓
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f8r/shoushi/top.html>

3 手数料の納付例

○介護老人福祉施設及び併設事業所の例			○介護老人保健施設及び併設事業所の例		
	新規指定	更新申請		新規指定	更新申請
介護老人福祉施設	45,080円	25,050円	介護老人保健施設	63,080円	25,050円
通所介護	30,080円	10,050円	短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
夜間対応型訪問介護	市町村指定	市町村指定	介護予防短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
合計	75,160円	35,100円	通所リハビリテーション	みなし指定	みなし指定
			介護予防通所リハビリテーション	みなし指定	みなし指定
			合計	63,080円	25,050円

証紙貼付用紙

新規・更新・変更（いずれかに○をしてください）

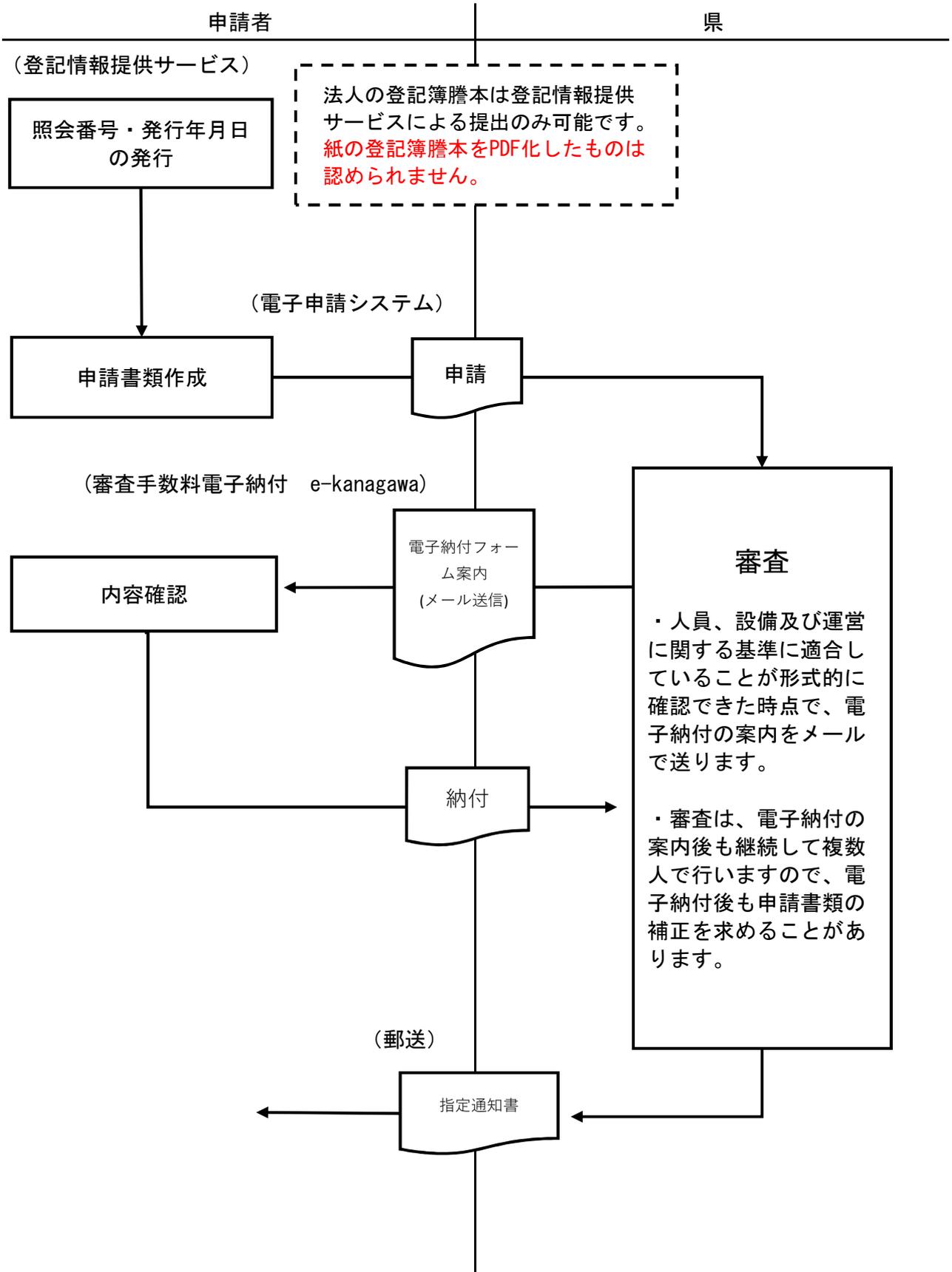
○ 手数料の額

神奈川県収入証紙貼付欄	
事業所又は施設の名義： _____	金額： _____ 円
サービス種別： _____	事業所番号(新規除く)： 14 _____
※ 誤りを防止するため、 サービス種別ごとに用紙を分けて 貼付してください。(居宅サービスと介護予防サービスについても用紙を分けて貼付してください。)	

事業の種類	新規指定 (許可)申請	指定(許可) 更新申請
居宅サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)	1サービスにつき 20,050円	1サービスにつき 10,050円
居宅サービス (短期入所生活介護、短期入所療養介護)	1サービスにつき 20,080円	1サービスにつき 10,050円
(訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設許可申請と併せて申請する場合及び保険医療機関について指定があったものとみなされる場合を除く。))	20,050円	10,050円
(通所介護、特定施設入居者生活介護)	30,080円	10,050円
施設サービス(介護老人福祉施設)	45,080円	25,050円
施設サービス(介護療養型医療施設)	—	25,050円
施設サービス(介護老人保健施設、介護医療院)	63,080円	25,050円
介護予防サービス (介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)	1サービスにつき 10,050円	1サービスにつき 10,050円
介護予防サービス (介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)	1サービスにつき 10,080円	1サービスにつき 10,050円
(介護予防訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設許可申請と併せて申請する場合及び保険医療機関について指定があったものとみなされる場合を除く。))	10,050円	10,050円
(介護予防特定施設入居者生活介護)	15,080円	10,050円

- (注) 1 みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。
 2 変更届・加算届などについては、手数料の徴収はありません(介護老人保健施設、介護医療院を除く)。
 3 介護老人保健施設、介護医療院の一部の変更許可に係る手数料は、33,080円です。

フロー図（電子申請届出システム）



フロー図（郵送）

